「「有」の場合」の「交付される補助金等の額」の欄には、当該住宅耐震改修の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載するものとする。

4　イの表中(2)(三)の欄は、租税特別措置法第41条の19の2第2項の規定に基づく当該住宅耐震改修に係る耐震改修工事限度額を記載すること。

附　則

1　この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

2　個人が平成二十九年四月一日前に所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）第十二条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十九の二第一項に規定する住宅耐震改修をした場合については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第二百八十二号

地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第百十八号）の施行に伴い、平成十八年国土交通省告示第四百六十五号の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日　国土交通大臣　石井　啓一

本則中「第十二条第二十四項」を「第十二条第二十六項」に改める。

附　則

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第二百八十三号

地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第百十八号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成二十九年総務省令第二十六号）の施行に伴い、並びに地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）附則第七条第七項及び同条第十一項第二号の規定に基づき、平成十八年国土交通省告示第四百六十六号の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日　国土交通大臣　石井　啓一

本則中「附則第七条第六項」を「附則第七条第七項」に改める。

本則第一号中「附則第十二条第二十四項」を「附則第十二条第二十六項」に、「当該住宅の所在地を管轄する地方公共団体の長、建築士（建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条の三第一項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士に限るものとし、当該住宅が、同法第三条第一項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士に、同法第三条の二第一項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士又は二級建築士に限るものとする。）、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十七条第一項の規定による指定を受けた同項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人が別表の書式により証する書類」を「次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める書式により証する書類」に改め、本則第一号に次のように加える。

イ　当該住宅の所在地を管轄する地方公共団体の長　平成十八年国土交通省告示第四百六十四号別表の書式

ロ　建築士（建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条の三第一項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士に限るものとし、当該住宅が、同法第三条第一項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士に、同法第三条の二第一項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士又は二級建築士に限るものとする。次項において同じ。）、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関（次項において単に「指定確認検査機関」という。）、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関（次項において単に「登録住宅性能評価機関」という。）又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十七条第一項の規定による指定を受けた同項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人（次項において単に「住宅瑕疵担保責任保険法人」という。）　昭和六十三年建設省告示第千二百七十四号別表第二の書式

本則を本則第一項とし、本則に次の一項を加える。

2　地方税法施行規則附則第七条第十一項第二号に規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類は、昭和五十七年一月一日以前から所在する住宅において地方税法附則第十五条の九の二第一項に規定する耐震改修が行われたこと及び当該住宅が同項に規定する認定長期優良住宅に該当することとなったことを、建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人が昭和六十三年建設省告示第千二百七十四号別表第二の書式により証する書類とする。

別表を削る。

附　則

1　この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

2　平成二十九年四月一日前に地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二号）による改正前の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第十五条の九第一項に規定する耐震改修が完了した同項に規定する住宅については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第二百八十四号

租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十九年政令第百十四号）の施行に伴い、平成十九年国土交通省告示第四百七号の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日　国土交通大臣　石井　啓一

本則中「第二十六条の二十八の五第七項」を「第二十六条の二十八の五第十四項」に改める。

附　則

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第二百八十五号

地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第百十八号）の施行に伴い、平成十九年国土交通省告示第四百十号の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日　国土交通大臣　石井　啓一

本則中「第十二条第二十九項」を「第十二条第三十一項」に改める。

附　則

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第二百八十六号

租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十九年政令第百十四号）の施行に伴い、並びに租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条第二十五項第六号、同令第二十六条の四第七項及び同条第十九項の規定に基づき、平成二十年国土交通省告示第五百十三号の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日　国土交通大臣　石井　啓一

本則中「同条第18項」を「同条第19項」に改める。

1一を次のように改める。

一　地域区分　建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項（平成28年国土交通省告示第265号）別表第10に掲げる地域の区分をいう。

1九中「土間床等の断熱性」を「土間床等の外周部分の基礎の断熱性」に改め、1九を1十とし、1八を1九とし、1七中「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針（平成25年国土交通省告示第907号）附則5(1)」を「住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成28年国土交通省告示第266号）第1項(1)」に改め、1七を1八とし、1四から1六までを次のように改める。